

審査結果概要書

平成 22 年 3 月 11 日

審査機関名 株式会社 J A C O C D M

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	浜松市役所本庁舎 E S C O 事業
排出削減事業者名	浜松市
排出削減共同実施事業者名	中部電力株式会社
その他関連事業者名	株式会社トーエネック
事業実施場所	静岡県浜松市中区元城町 1 0 3 - 2
事業の概要	既存の加湿用ボイラーを高効率のものに更新するとともに、空調用の水冷式、空冷式ヒートポンプを高効率ターボ冷凍機に、吸収式冷温水発生機を空冷 H P チラーに、更に証明設備の安定器をインバーター安定器に更新することにより、省エネルギーに加え CO2 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2 7 8 t-CO2/年（事業実施期間合計 9 7 3 t-CO2）
国内クレジット 認証期間	開始日 2009 年 10 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新 方法論番号 004 空調設備の更新 方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2010年3月2日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所： 浜松市役所本庁舎 (静岡県浜松市中区元城町103-2)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者である浜松市担当者様への質問等により確認した。</p> <p>2) 更新前の全設備は昭和53年から使用されており、30年以上経過しているが、ボイラー及び空調機器は、定期的な保守点検が実施されていたことに加え保守会社による証明により2013年3月末まで使用可能であったことを確認した。</p> <p>また、証明設備についても更新時においてなんら支障なく作動しており、継続使用可能であった事をヒアリングにより確認した。</p> <p>したがって、本事業における実施前の全設備について継続使用可能であったと判断される。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により20.6年であることを確認し、投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 排出削減事業者は、本事業で省エネルギーに加え、CO2排出量を削減及び市民に対するPR効果を期待し、本事業実施に至ったことを確認した。</p> <p>以上、本排出削減事業は、追加性を有すると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、事業サイト訪問時のヒアリングにより、事業者が自主行動計画に参加していない事を確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 方法論 001 「ボイラーの更新」の各適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存ボイラーの仕様書の確認、更新後のボイラーの現地視察、仕様書等の確認によって、高効率ボイラーを導入していることを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、更新前のボイラーが引き続き使用可能であったことを関係者への質問、資料の確認により確認した。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産する蒸気を自家消費していることを、設備図及び敷地境界の視察等により確認した。</p> <p>2) 方法論 004 「空調設備の更新」の各適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存空調設備の仕様書の確認、更新後空調システムの現地視察、仕様書の確認等によって、高効率空調設備を導入することを確認した。</p> <p>適用条件 2 については、更新前の設備が将来も使用可能な状態であったことを関係者への質問、視察により確認した。</p> <p>適用条件 3 については、排出削減事業実施前及び実施後の空調設備のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（年間消費冷温熱量）のデータを計測できることを視察、設備図、仕様書の確認、及び関係者への質問等により確認した。</p> <p>その他、更新前の空調設備においてフロン冷媒が使用されており、回収フロン破壊証明書等を確認する事で、フロン回収破壊法に基づく登録回収業者により当該排出削減事業に係るフロンが適切に回収後、登録破壊業者により破壊されている事を確認した。</p> <p>3) 方法論 006 「照明設備の更新」の各適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存照明設備からインバータ安定器照明設備に更新されていることを現地審査にて確認した。</p> <p>適用条件 2 については、更新前の照明設備であった銅鉄安定器型照明設備が今後も使用可能であったことを関係者への質問、視察により確認した。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（点灯時間）を把握できることで確認した。</p> <p>4) 本排出削減事業によるリーケージがないことをサイト視察施設全体の設備意図、及び関連設備の仕様書等関連資料により確認した。</p>
----------------------------	---

4. 特記事項

投資回収年数は、補助金を除いた純投資額をもとに算定していることを確認した。